

平成31年度

米子児童相談所非常勤職員(一時保護指導員)(休日対応)募集案内

鳥取県米子児童相談所
〒683-0052 米子市博労町四丁目50
(電話) 0859-33-1471

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和元年5月22日(水)～令和元年6月5日(水) ◎履歴書等を受付期間内に鳥取県米子児童相談所に直接持参すること。 受付時間：午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。)
試験日時	令和元年6月7日(金) ◎受付開始時刻 午前 8時40分 ◎試験開始時刻 午前 8時50分
試験会場	鳥取県米子児童相談所 米子市博労町四丁目50
合格者発表日	令和元年6月10日(月)

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・勤務場所

職種	採用人数	職務の内容	勤務場所
一時保護指導員	1名	・一時保護児童の行動観察に関すること ・一時保護児童の生活指導に関すること	鳥取県米子児童相談所

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
熱意を持って児童への指導を行うことができ、次のいずれかに該当する人
①児童指導員任用資格を有する人
②保育士資格を取得し、2年以上児童福祉施設で従事した人
- (3) 地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
①成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。)
②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
③鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
④日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和元年6月30日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験可能です。

4 試験内容、時間

試験種目	試験時間	配点	内容
作文試験	40分	20点	思考、知識、表現能力等についての試験
適性試験	15分		業務に対する適性のための試験
面接試験	20分	50点	対応能力、態度等についての試験

5 任用期間

令和元年7月1日～令和2年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 時間額 1,150円</p> <ul style="list-style-type: none">・採用前の職務歴によっては加算される場合があります。・上記金額は現段階における予定額です。 <p>採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 (以下の項目も同様)</p> <p>○通勤割増報酬（通勤手当）</p> <ul style="list-style-type: none">・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。・交通機関利用者は、回数券等の額とします。（1箇月の通勤回数の往復相当分16往復相当分を上限とする。）・自家用車等使用者は、使用距離に応じて月額1,600円から50,100円の額に1箇月の通勤回数に乗じて21で除した額とします。（通勤回数は16回を上限とする。）
福 利	各種保険の適用なし。
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※任用期間等に応じ、有給又は無給休暇となります。</p>
勤務日及び 勤務時間	<p>○勤務日</p> <ul style="list-style-type: none">・毎週土曜日、日曜日、国民の休日及び年末年始（12/29～1/3）のうち児童を一時保護している日（年間約50日）に割り当てます。 <p>○勤務時間</p> <ul style="list-style-type: none">・始業 午後4時 終業 午後10時・上記時間は、公務の必要によりやむを得ず変更することがあります。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続される場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・夕食時に児童と食事を共にし、食事代を徴収します。・地方公務員法の改正により、令和2年4月から任用形態の変更がある場合があります。

7 受験申込手続

提出書類等	<p>(1) 履歴書 (JIS規格により、免許・資格欄まで自筆で記載のこと) 1通</p> <p>(2) 合否通知用受取先を記入した返信用封筒 (82円切手を貼付) 1通</p>
申込み先	<p>鳥取県米子児童相談所 〒683-0052 米子市博労町四丁目50 電話 (0859)33-1471</p>

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

※記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。

8 合格者の決定方法

作文試験の評価点と面接試験の評価点を合算し、適性試験の状況を加味して一定の水準に達した方の中から得点の高い順に合格者を決定します。

ただし、それぞれの得点が一定の水準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

9 合格者の発表

受験者全員に郵送で可否を通知します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の得点及び順位	合格発表日から1ヵ月	鳥取県米子児童相談所

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。
- (2) 受験の際は、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格者決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。